

# 令和5年第3回豊頃町議会定例会会議録（第3号）

令和5年9月14日（木曜日）

## ◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第42号	令和5年度豊頃町一般会計補正予算（第4号）
日程第 3	請願第2号	肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める請願書（請願審査報告）
日程第 4		一般質問
日程第 5	意見書案第5号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
日程第 6	意見書案第6号	国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
日程第 7	意見書案第7号	肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書
日程第 8		議員の派遣
日程第 9		委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出（議会運営委員会及び総務文教常任委員会）
日程第 10		会期中の閉会

## ◎出席議員（9名）

1番 小笠原 玄 記 君	2番 後 藤 孝 夫 君
3番 岩 井 明 君	4番 杉 野 好 行 君
5番 藤 田 博 規 君	6番 大 崎 英 樹 君
7番 大 谷 友 則 君	8番 坂 口 尚 示 君
9番 中 村 純 也 君	

## ◎欠席議員（0名）

## ◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	按 田 武 君
副 町 長	菅 原 裕 一 君
教 育 長	中 川 直 幸 君
農 業 委 員 会 長	井 下 睦 男 君

代表監査委員	山口浩司君
総務課長	熊谷雅美君
企画課長	小野直人君
住民課長	加藤さおり君
会計管理者	
福祉課長	鏑木政洋君
産業課長	齋藤学君
施設課長	越谷光裕君
農業委員会事務局長	林谷一徳君
教育委員会教育課長	森直史君
消防署長	江口孝君

**◎職務のために議場に出席した者の職氏名**

事務局長	山田良則君
庶務係主査	手塚健人君

◎ 開議宣告

- 中村議長 これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 行政報告

- 中村議長 議事に入る前に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

按田町長。

- 按田町長 ただいま議長から発言のお許しをいただきました。

本定例会までの行政報告につきましては、定例会初日、9月7日に報告をさせていただいたところではありますけれども、その際に御報告ができなかった9月4日から5日にかけての低気圧による大雨の被害の状況がまとまりましたので、報告をさせていただきます。

9月4日から5日にかけて、気圧の谷が北海道上空に停滞し、大気の状態が不安定になった影響により、激しい降雨となり、道東地方に土砂災害や、低地浸水などの被害を与え、本町においても道路等で被害が確認されました。

降雨量に関しては、二宮地区大川観測点で、降り始めからの累積雨量が87ミリメートル、最大時間雨量が30ミリメートルを記録するなどの強雨となり、農道の路面流失、路肩崩壊が3路線、林道の路面流失、路肩崩壊などが4路線、町道の路面流失、路肩崩壊が6路線の被害がありました。

これらの復旧補修をするため、本日、関連予算を追加提案させていただきました。

応急対応を含め、迅速な復旧に努めてまいります。

以上、行政報告といたします。

- 中村議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

- 中村議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、3番岩井明議員及び4番杉野好行議員を指名します。

◎ 議案第42号

- 中村議長 日程第2 議案第42号令和5年度豊頃町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第42号令和5年度豊頃町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

一般会計補正予算書、1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、9月4日から5日にかけての低気圧による大雨被害の復旧等に要する予算として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ570万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億427万8,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

12款災害復旧費、1項農業用施設災害復旧費において、1目現年災復旧費に農道災害補修100万円を追加。

2項林業用施設災害復旧費において、1目現年災復旧費に林道災害補修270万円を追加。

3項公共土木施設災害復旧費において、1目現年災復旧費に町道災害補修200万円を追加。

次に、歳入につきましては、8ページを御覧ください。

10款地方交付税、1項地方交付税に特別交付税570万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●中村議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

10款地方交付税。

（質疑なし）

●中村議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については項ごとに質疑を受けます。

10ページをお開きください。

12款災害復旧費、1項農業用施設災害復旧費。

（質疑なし）

●中村議長 2項林業用施設災害復旧費。

( 質 疑 な し )

●中村議長 3項公共土木施設災害復旧費。

( 質 疑 な し )

●中村議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

6番大崎議員。

●6番大崎議員 ただいま予算提案されました、町長からの行政報告として追加報告でございました。この内容を見ますと、この資料ですが、路肩それから路面という法面なのですが、主にこの工事内容はこれで把握できると思うのですが、最近特に線状降水帯、特に今日の午後からの十勝における降雨量の多いという予想を考えながら、この路面だとか路肩以外で本町における山間の傾斜面の危険性について把握できているものについての考え方をお聞きしたいと思えます。

●中村議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 御答弁申し上げます。

土砂災害の関係だと思えますので、その関係で御説明いたしますけれども、土砂災害につきましては、昨年度、土砂災害のハザードマップ、津波、あと大雨の洪水と一緒に町民の皆さんにお配りしております。その中に危険度具合が町内の全ての箇所は載っていると思っております。

以上でございます。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 それでは現況においては、前回のハザードマップ、イエローゾーンが示されておりました。今後については、災害についてのどうあるべきかという新たなハザードマップについての作業、町全体の、そういうものについての作業の進捗はどういうふうになっていきますか。

●中村議長 熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 土砂災害の関係につきましては、昨年度初めてハザードマップを出しておりますけれども、今後におきましても当然見直しはどんどんしていかなければいけないと思えますので、そのときどきに応じて調査をして改正していきたいと思っております。

以上でございます。

●中村議長 大崎議員。

●6番大崎議員 それでは、今後についてはそういうような作業を進めていく、ある

いは進行中ということでもいいですね。

それと併せて、今回提案された以外で、本町には特に山側の山間については、危険性は現段階の雨量等ではあまり危険箇所というのは特に心配することはないと理解してよろしいですか。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 山間部、市街地、あと農村部とそれぞれあると思いますが、今回の農道ですとか、その辺の被害の関係、特に農村部のほうにつきましては、それぞれ担当課のほうで、大体低みで水が出そうなところというのは押さえているわけでありまして、降った後、現地調査等行っておりますけれども、そういったときには優先してそういった、大体分かるところ、大体溜まるようなところというのは先に見に行った中でというような形を取っているわけでありまして。そのほか、市街地につきましては、先ほど総務課長申しましたとおり、ハザードマップの中で土砂警戒区域含めて、示されているわけでありましてけれども、やはり気象の変動が大きいわけでありましてから、そこは先ほども申しましたが、やはり状況に応じて、見直さなければいけないと思えますし、特に、いわゆる線状降水帯含めて、昨日も帯広ですとか、あちらのほうで非常に大きな雨が降っているわけでありまして、その前も豊頃町でも結構場所によって筋状にというようなことがありますから、そこは防災含めて、これからしっかりと考慮した中で、マップの補正もそうですし、住民のほうにもしっかりと知らせるような形を取っていかねばだめだと、私理解しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

●中村議長 ほかに質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

## ◎ 請願第2号

●中村議長 日程第3 請願第2号肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める請願書の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

岩井産業厚生常任委員長。

●岩井産業厚生常任委員長 請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、請願受理番号、請願第2号。

2、付託年月日、令和5年9月7日。

3、件名、肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める請願書。

4、審査の結果、「採択すべきもの」と決定。

5、委員会の意見、肥料価格はコロナ禍前と比較すると依然として高い水準にあり、為替相場が円安傾向となっているため、更なる価格高騰を招くことが危惧されている。また、ガソリン価格が1リットル当たり180円を超える状況にあり、これに連動して電気料金も大幅に値上がりしている。このままでは、昨年同様に生産コストの増加が見込まれる農業の経営を一層圧迫させる懸念があることから、地域経済を支える農業が今後も継続できるよう、生産者の負担軽減対策に資する肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求めることは、本町の地域経済を守るためにも必要であることから願意妥当とするものである。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、請願第2号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択とするものです。

お諮りします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

## ◎ 一般質問

●中村議長 日程第4 一般質問を行います。

通告順により、1項目ごとに発言を許します。

通告順番1、3番岩井明議員、御登壇願います。

3番岩井明議員。

●3番岩井議員 アルプス処理水の海洋放出による影響等についてお伺いいたします。

東京電力は、福島第1原発事故で発生したアルプス処理水の海洋放出を8月24日に開始いたしました。

処理水からは放射性物質のトリチウムが全く取り除かれてはおりません。その他の放射性物質も全て取り除けないことを政府も認めております。放出すれば、漁業や観光はもとより幅広い産業に影響が及ぶことは当たり前だと、このように思っております。

中国による禁輸政策のため、道内漁業への影響も避けられませんが、日本政府による中国政府との協議も外交努力も極めて不十分です。

海洋放出については福島県漁連をはじめ沿岸各県漁連、全国漁業協同組合連合会（全漁連）等が反対しています。

このような状況を踏まえ、本町における漁業関連等への影響について町長にお伺いいたします。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 2011年3月11日に発生いたしました東日本大震災により、福島第1原子力発電所の原子炉の冷却水に使用された処理水の海洋放出が、先ほど議員おっしゃられたとおり8月24日から開始されたというところでございます。

これにより、我が国最大の水産物輸出先である中国は、日本の水産物の輸入を全面禁止し、主要な輸出水産物であるホタテやナマコなどの海外需要の低下と、日本の水産物に対する風評被害、そして国内の在庫が滞留することにより、産地価格の下落と、漁業者だけではなく、流通、加工業などの地域経済への重大な影響が懸念されているところであります。

こうしたことから、政府ではこれら対策として、これまでの風評被害等のために準備している基金800億円に加え、新たに予備費から207億円を充て、国内消費拡大・生産持続対策、風評被害に対する内外での対応、輸出先の転換対策、国内加工体制の強化対策及び迅速かつ丁寧な賠償等緊急支援策を講じることとしてございます。

そして北海道でも道内の漁協を対象としたアルプス処理水の海洋放出に係る影響に

ついて調査を行い、その回答の中で十勝管内3漁協は現在のところ影響はないとしていながらも、今後の動向と地元水産物への風評被害について懸念を示しているというところがございます。

また、道東太平洋沿岸では、今期の秋サケ定置網漁が行われておりまして、管内では9月1日に網入れ、翌2日に初水揚げと、現在本格的に操業が行われておりますけれども、この処理水に関しての異常を示す水産物は今のところないということで伺っております。

水産業は本町の主要産業でありまして、その大宗となる秋サケ定置網漁は漁業経営の柱であることから、どのようなことであれ風評被害が広がれば、近年の漁獲がなかなか上向かないという状況に追い打ちをかけるということになります。

いずれにいたしましても、本町といたしましては、漁協をはじめとする関係団体からの情報共有に努めまして、また、北海道と連携して水産業を守る対応に協調してまいりたいと、そのように思っている次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

●中村議長 岩井議員。

●3番岩井議員 今、町長から答弁いただいたのですがけれども、この問題に関しましては、マスコミ等もあまり取り上げないと。そしてテレビでも見たり、それからスマホや何かでもひいては見ているのですがけれども、あまりいい結果というか、逆に言ったものがその的に止められて排除されてしまうというような形が取られている状況だと感じております。

そこで、私いろいろと新聞等なんかでも調べたのですがけれども、なかなか取り上げているところがなくて、質問等に対応していくのも困っている部分があったのですがけれども、たまたま9月4日、勝毎新聞の編集余録の中に、横田光俊さんという方が投稿しておりまして、ののしり合いはやめるのだというような題材で、相手の言い分を聞かず、ただののしり合うのは愚かなことだと。その結果、個人レベルのような喧嘩、国家レベルならば紛争が始まる。東京電力福島第1原発の処理水海洋放出に中国が猛反発した。日本産水産物の全面禁輸に踏みきり、中国発と見られる嫌がらせ電話が日本各地の関係のない施設や旅館などにもかかる一方で、在日本中国大使館にも日本国内からの迷惑電話が殺到し、一部の両国民によるののしり合いの現状だと。これ見ると私もこのとおりでと思うのですがけれども、日本ではまず報道されていないか、報道されてはいないけれども、中国政府は一定の科学の根拠に基づき、処理水放出への懸念を日本政府に伝えていると。8月28日、1点目は、なぜ日本はトリチウムのほかの放射性核種について、常に言葉を濁すのか。2点目は、なぜ日本は全核種や広範な海洋種物を対象にした海洋環境モニタリングを行わないのか。3点目は、なぜ日

本は国際的なモニタリングメカニズムの構築に他の利害関係者が参加することを拒否するのか。などと日本側に伝えているのだと、このように横田さんが申し出ております。

東京電力が公開する資料でも、トリチウム以外のセシウム137、コバルト60、ストロンチウム90などが同原発敷地に並ぶ処理水のタンクにあると。それを多核種除去設備、アルプスですね、これで処理して放出しているが、処置の能力、精度は果たして大丈夫なのかと思うと横田さんは言っているのです。私も実際、同調してそう思いますけれども。

まず、日本政府は、日本国民に説明する責任があるのだと。それを怠っているから混乱が起きていると、このようにまとめております。私もそのとおりだと思います。

首相も福島に行ったときに、一定の組合関係とは話し合ったようではございますけれども、市の関係団体とは話し合っていないというのが事実だと、そのように書かれていたものがあります。話し合いが必要だと、そのように思うのです。話し合わないと進展しないと。それで結果的には処理水流したことから、金額にして一千何百、そのような金額が添付されると。そういうことがなければ、もっとお金の使い方もあったはずなのです。もっと漁業者に対してもいい使い道が。ですから、もっとこれからも先も話し合わなければいけないだろうと私は思うところです。

町長の答弁はこの件に関してはなかなか答えにくいところがあるかと思うのですが、答えを求めるものではありませんけれども、こういう形で一般質問を終わらせたいと思っております。

●中村議長 按田町長。

●按田町長 岩井議員おっしゃるのはまさにそのとおりなところもあるのかなと思っておりますけれども、私もやはり水産業を守るという意味では、今回の政府、国の処理水の放出というような対応というのは、もっと関連するようなところとしっかり協議をした上で進めるべきなことではないのかなと、それは同じような気持ちは持っております。やはり唐突に何ごとも進めていけば、国の中もしっかり収まっていないような形で進めていっても、後からいろいろなことが出てきて、それこそ処理しきれないというようなことになってきますし、それにあたって国のほうはいろいろな支援を出してはきているわけですが、いわゆるその支援が適切に、それも使いやすい形でそれぞれの漁業者の方々含めて、使えるようになっているのかどうかというところが一番の問題なのかなと、そのように思っています。今、対策は打ち出されているわけですが、実際、詳細というところはこれからということなのだろうと思います。対岸の火事というか、遠いところの話だぞということにはならないと思います。やはり何かしら北海道、太平洋、そして我が町含めまして、影響があるような形であれば、や

はり国の支援もそれなりにというようなことになろうかなと思いますし、その辺しっ  
かりと国の対策含めて、北海道と情報の共有、そしてできる限り使いやすいような形  
というのを、町としても国のほうに要望していかなければならないのかなというよう  
なことを思っています。

聞いたところによりますと、やはり中国も一度禁輸をすると、簡単に解除しないと  
いう話なのです。これまでも原発の事故でいろいろな県から出ている水産物について  
禁輸になっているようなことがあるようなのですが、それも今でもまだ禁輸のままと  
いう話になっています。その辺は一度なってしまうと簡単なことではないというのは  
国も北海道も、そして漁業者の方ほか、それに携わる加工業、いろいろな流通のほう  
も含めて分かっていることだと思いますけれども、できる限り、この影響が最小限に  
なるようなことを私も願っておりますし、しっかりとした対策に対して大きく声を上  
げていかなければだめだと、そのように思っていますので、御理解をいただきたい  
と、そのように思います。

以上でございます。

●中村議長 岩井議員。

●3番岩井議員 終わります。ありがとうございました。

●中村議長 これで、一般質問を終わります。

### ◎ 意見書案第5号

●中村議長 日程第5 意見書案第5号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林  
業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番岩井明議員。

●3番岩井議員 意見書案第5号。

提出者、豊頃町議会議員、岩井明。

賛成者、豊頃町議会議員、藤田博規。

同上、後藤孝夫。

同上、小笠原玄記。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求め  
る意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求め  
る意見書。

本道の森林は全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防

止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と道が連携し2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする国の目標の達成に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスのエネルギー利用の促進など森林吸収源対策を積極的に推進することが必要である。

本町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用に向け、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造公共施設の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会を形成するため、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策をさらに進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、二酸化炭素の吸収など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、適切な間伐と伐採後の着実な植林の推進に必要な森林整備事業予算や、防災・減災対策の推進に必要な治山事業予算を十分に確保すること。

2、森林資源の循環利用を推進するため、成長が早く形質の優れたクリーンラーチなどの優良種苗の安定供給、ICT等の活用によるスマート林業の推進、木材生産・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や、木質バイオマスエネルギーの利用促進などによる道産木材の需要拡大、森林づくりを担う人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

3、森林吸収源対策のさらなる推進に向け、森林の多い市町村において必要な森林整備がより一層進むよう、森林環境譲与税の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

- 中村議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第5号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 意見書案第6号

- 中村議長 日程第6 意見書案第6号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番岩井明議員。

- 3番岩井議員 意見書案第6号。

提出者、豊頃町議会議員、岩井明。

賛成者、豊頃町議会議員、藤田博規。

同上、後藤孝夫。

同上、小笠原玄記。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、国土の5分の1以上を占める広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を活かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

こうした中、地域の産業を支える本道の道路を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する自然災害による交通障害の発生や、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震等のリスクが増大するなど、防災・減災、国土強靱化の取組が喫緊課題になるとともに、道路施設の老朽化や通学路等の安全対策の推進が大変重要となっている。

今後は、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、安定的な物流や広域周遊観光を支える道路の整備が必要不可欠である。加えて、積雪寒

冷地の本道においては、安定的な除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

そのため、地方財政は依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準が上昇する中、道路整備、管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の骨格を形成する高規格道路から国民の日常生活に最も身近な市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策などを着実に推進し、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、道路の整備・管理が長期安定的に進められるよう、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を計画的に進めるために必要な予算・財源を例年以上の規模で確保するとともに、5か年加速化対策期間完了後も、昨今の地震・豪雨・豪雪などの災害の状況を踏まえ、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保し、継続的に取り組むこと。

3、高規格道路におけるミッシングリンクの解消及び暫定2車線区間の4車線化や、直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4、橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保するほか、舗装修繕等の維持管理に係る制度創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5、地域の安全な暮らしや経済活動を支える基盤づくりのため、子どもたちの安全・安心を守る通学路等の交通安全対策を強化・推進するとともに、冬期における安全な道路交通を確保するための道路整備や除排雪を含む安定した維持管理の充実に必要な予算を確保すること。

6、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、下水道、公営住宅など公共施設の長寿命化について、全ての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

8、日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化

を図ること。

9、堤防整備、ダム建設・再生などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

10、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第6号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 意見書案第7号

●中村議長 日程第7 意見書案第7号肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番岩井明議員。

●3番岩井議員 意見書案第7号。

提出者、豊頃町議会議員、岩井明。

賛成者、豊頃町議会議員、藤田博規。

同上、後藤孝夫。

同上、小笠原玄記。

肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書。

北海道の農業は、国民の食料を安定供給する食料基地として、また、国土・環境の保全など多面的機能の発揮に大きな役割を果たす産業として、本道の地域経済・社会を支える重要な位置づけにある。

こうしたなか、コロナ禍後を見込んだ経済回復やロシアのウクライナ侵攻等によって肥料、飼料、燃油などの生産資材価格が急騰し、高騰対策として、去年は国をはじめ、北海道や市町村では営農継続に向け、地方創生臨時交付金などを活用した対策が講じられた。しかしながら、国が措置した肥料高騰対策は、北海道で使用する肥料銘柄の高騰率が高いことから、全国一律の価格高騰率40パーセントを使用する算定式では、北海道の高騰率78パーセントとの乖離が大きく、十分な補てん対策となっていないと生産者からの声が相次いでいる。このため、国に対しては、価格上昇分を確実に補てんされる対策が求められている。

一方、6月からの新たな肥料価格が前年よりも19.4パーセント（ホクレン主要銘柄）引き下がり、全国でも28パーセント（全農扱い）値下がりした。このため、国は、直接的な補填対策を行わないとして、使用量の低減を定着させる事業を措置し、協議会当たり500万円を上限とした追加対策を示したが、専門的な農業を多く占める北海道にとっては、支援額が小さく経費を補う対策に繋がるのか懸念されている。また、価格が下がったとはいえコロナ禍前と比較すると依然として高い水準にあり、為替相場は再び円安傾向となっているため、さらなる価格高騰を招くことが危惧されている。

加えて、6月から石油元売り企業への国の補助金が段階的に縮小していることから、ガソリン価格が1リットル当たり180円を超える状況にあり、これに連動して電気料金も大幅に値上がりしている。

このままでは、昨年同様の生産コストの増加が見込まれ、農業経営を一層圧迫させる懸念があることから、今後の食料安定供給にも大きな影響を与えかねない。

については、地域経済を支える農業が今後も継続できるよう、生産者の負担軽減対策に資する生産資材価格高騰対策について、下記事項を意見・要望する。

記。

1、令和4年度における国の肥料価格高騰対策について、北海道で使用する肥料銘柄の高騰率が高いため、全国一律の価格高騰率との乖離が大きく、十分な補てん対策となっておらず、価格が高止まりしていることから、高騰分が確実に補てんされるよう、本年度も対策を講ずること。

2、ウクライナ情勢の長期化や円安傾向の中で、石油元売り企業に対する補助金の削減で燃油価格が値上がりし、これと連動して電気料金も大幅に引き上がっており、国民生活のみならず地域経済を支える農業への影響も大きいことから、国の高騰対策を継続・強化すること。

また、地方に対しては、長引く物価高騰に対応できる取組みが行えるよう、地方創生臨時交付金など地方財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣。

以上。

●中村議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●中村議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●中村議長 討論なしと認めます。

これから、意見書案第7号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

### ◎ 議員の派遣

●中村議長 日程第8 議員の派遣を議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付のとおりです。

職員に文書を朗読させます。

山田事務局長。

●山田事務局長 議員派遣の件。

次のとおり、議員を派遣するものとする。

記。

1、札幌豊頃会。

目的、会員との交流及び親善のため。

派遣期日、令和5年10月27日金曜から同月28日土曜。

派遣場所、札幌市。

派遣議員、中村純也議長、藤田博規議員、杉野好行議員。

2、東京豊頃会。

目的、会員との交流及び親善のため。

派遣期日、令和5年11月4日土曜から同月5日日曜。

派遣場所、東京都。

派遣議員、中村純也議長、大崎英樹議員、後藤孝夫議員。

3、十勝町村議会議長会主催議員研修会。

目的、議会の活性化に資するため。

派遣期日、令和5年11月13日月曜。

派遣場所、幕別町。

派遣議員、全議員。

以上です。

●中村議長 お諮りします。

ただいま事務局長が朗読しましたとおり、議員を派遣したいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決した事項について、諸般の事情により変更する場合には、議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

●中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、ただいま事務局長が朗読しましたとおり、議員を派遣することに決定しました。

#### ◎ 閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出

●中村議長 日程第9 委員会の閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務文教常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長及び総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長及び総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の所掌及び所管事務調査とすることに決定しました。

#### ◎ 会期中の閉会

- 中村議長 日程第10 会期中の閉会の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 中村議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

#### ◎ 閉議宣告

- 中村議長 これで、本日の会議を閉じます。

#### ◎ 閉会宣告

- 中村議長 これをもって、令和5年第3回豊頃町議会定例会を閉会します。

午前11時02分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員